

令和2年11月25日

議 案  
(そ の 2)

11月定例会議

常 総 市



## 議案第63号

### 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例について

常総市行政組織条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、市長の直近下位の内部組織のうち、保健福祉部を福祉部及び保健衛生部に分割するとともに、各部等において所掌する事務の見直しを図り、その移管に係る改正を行うほか、関係する条例において、規定の整備に係る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例

(常総市行政組織条例の一部改正)

第1条 常総市行政組織条例(昭和53年水海道市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号を次のように改める。

(4) 福祉部

第1条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保健衛生部

第1条第2項を削る。

第2条各号を次のように改める。

(1) 市長公室

ア 秘書、広報及び広聴に関すること。

イ 重要な政策の立案及び施策の推進に関すること。

ウ 行政経営に関すること。

エ 情報政策に関すること。

オ 統計に関すること。

カ 防災及び危機管理に関すること。

(2) 総務部

ア 議会に関すること。

イ 職員の人事、研修及び厚生に関すること。

ウ 法制に関すること。

エ 財産管理及び契約に関すること。

オ 予算その他財政に関すること。

カ 行政改革に関すること。

キ 市税の賦課(国民健康保険税の賦課を除く。)及び徴収に関すること。

ク 他の部等の所掌に属さない行政一般に関すること。

(3) 市民生活部

ア 市民協働及び多文化共生の推進に関すること。

- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- ウ 市民相談に関する事。
- エ 支所に関する事。
- オ 同和対策及び隣保事業に関する事。
- カ 男女共同参画に関する事。

(4) 福祉部

- ア 福祉事務所に関する事。
- イ 社会福祉に関する事。
- ウ 高齢者福祉に関する事。
- エ 介護保険に関する事。
- オ 児童福祉に関する事。

(5) 保健衛生部

- ア 保健衛生及び健康増進に関する事。
- イ 国民健康保険及び国民年金に関する事。
- ウ 国民健康保険税の賦課に関する事。
- エ 医療福祉に関する事。
- オ 環境衛生及び交通安全に関する事。

(6) 産業振興部

- ア 常総インターチェンジ周辺整備事業に関する事。
- イ 道の駅の整備に関する事。
- ウ 農業、林業及び水産業に関する事。
- エ 地籍調査に関する事。
- オ 商工業、観光及びフィルムコミッションに関する事。
- カ 消費者保護に関する事。

(7) 都市建設部

- ア 都市計画に関する事。
- イ 土地利用対策及び水資源対策に関する事。
- ウ 区画整理に関する事。
- エ 住宅及び建築に関する事。
- オ 産業用地及び市街地の整備に関する事。
- カ 公園緑地に関する事。
- キ 道路及び河川に関する事。
- ク 下水道に関する事。

(常総市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 常総市子ども・子育て会議条例(平成25年常総市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉部こども課」を「子ども・子育て支援に関する事務を所管する課」に改める。

(常総市障害者地域自立支援協議会設置条例の一部改正)

第3条 常総市障害者地域自立支援協議会設置条例(平成26年常総市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第9号を次のように改める。

(9) 福祉部長

第7条中「保健福祉部社会福祉課」を「障害者福祉を所管する課」に改める。

(常総市健康づくり推進協議会設置条例の一部改正)

第4条 常総市健康づくり推進協議会設置条例(平成17年水海道市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号を次のように改める。

(3) 保健衛生部長

第7条第2項中「, 委員」を「委員」に, 「, 保健福祉部長」を「保健衛生部長」に改める。

第9条中「保健福祉部保健推進課」を「健康づくりの推進を所管する課」に改める。

(常総市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第5条 常総市予防接種健康被害調査委員会条例(平成2年水海道市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 保健衛生部長

第8条中「保健福祉部保健推進課」を「予防接種等に関する事務を所管する課」に改める。

(常総市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第6条 常総市スポーツ推進審議会条例(平成22年常総市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会スポーツ振興課」を「スポーツの推進を所管する課」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第64号

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、厚生労働省が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者の要件に係る規定の整備を行うため、これを提出する。



## 常総市条例第 号

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年常総市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「管理者」を「前項に規定する管理者」に改め、「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

第6条第3項中「管理者は」を「第1項に規定する管理者は」に改める。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の6第1号イ（3）に規定する」を削り、「第6条第1項」を「同条第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第65号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準等に係る改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第23条の2中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第2項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は，令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和2年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第66号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市児童デイサービスセンター                  |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで            |

提案理由

本案は、児童デイサービスセンターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

## 議案第67号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市心身障害者福祉センター                   |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで            |

#### 提案理由

本案は、心身障害者福祉センターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

議案第68号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市水海道児童センター                     |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで            |

提案理由

本案は、水海道児童センターにおける指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。

## 議案第69号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 記

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 常総市三坂児童館                         |
| 2 指定する団体  | 常総市新石下4365番地<br>社会福祉法人常総市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間   | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで            |

#### 提案理由

本案は、三坂児童館における指定管理者として、社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定するため、これを提出する。



議案第70号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1119	三坂町5017	三坂町5000

提案理由

本案は、三坂町地内の路線について、圏央道常総インターチェンジの整備により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第71号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1120	三坂町5047-1	三坂町5031

提案理由

本案は、三坂町地内の路線について、当該路線の一部が市の行う土地改良事業により、道路としての機能が失われることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第72号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1121	三坂町1814-1	三坂町5041

提案理由

本案は、三坂町地内の路線について、当該路線の一部が圏央道常総インターチェンジの整備により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第73号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1127	三坂新田町2056	三坂新田町2020

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第74号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1128	三坂新田町2060	三坂新田町2028

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第75号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1129	三坂新田町2109	三坂新田町2080

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第76号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1130	三坂新田町2119	三坂新田町2095

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第77号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1131	三坂新田町2134	三坂新田町2149

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。



議案第78号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1132	三坂新田町1984	三坂新田町2130

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第79号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1133	三坂新田町2032-2	三坂新田町2035-1

提案理由

本案は、圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業の整備区域内の路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、道路としての機能が失われたことから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第80号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
1119	三坂町5017	三坂町4995-1

提案理由

本案は、議案第70号において廃止する路線について、圏央道常総インターチェンジの形状に合わせて道路が整備されたことから、改めて市道として認定するため、これを提出する。

議案第 81 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により次の路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
1 1 2 1	三坂町 1 8 1 4 - 6	三坂町 5 0 4 7 - 1

提案理由

本案は、議案第 71 号及び議案第 72 号において廃止する路線について、道路としての機能が失われた部分を除いた現道部分を合わせて市道として認定するため、これを提出する。

議案第82号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
1130	三坂新田町2119-1	三坂新田町2114-2

提案理由

本案は、議案第76号において廃止する路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により道路としての機能が失われた部分を除いた現道部分を改めて市道として認定するため、これを提出する。

議案第83号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
1 1 3 2	三坂新田町1984-1	三坂新田町1979

提案理由

本案は、議案第78号において廃止する路線について、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により整備する部分等を除いた現道部分を改めて市道として認定するため、これを提出する。

議案第84号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5057	三坂新田町1991-4	三坂新田町2130-2

提案理由

本案は、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、新たに道路が築造されることから、当該道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第 85 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により次の路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 25 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5058	三坂新田町 2043	三坂新田町 2035-1

提案理由

本案は、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、新たに道路が築造されることから、当該道路を市道として認定するため、これを提出する。



議案第86号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5059	三坂新田町2103	三坂新田町2090-2

提案理由

本案は、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、新たに道路が築造されることから、当該道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第87号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
5060	三坂新田町2003-1	三坂新田町1979

提案理由

本案は、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業により、新たに道路が築造されることから、当該道路を市道として認定するため、これを提出する。

議案第88号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和2年11月25日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6006	大塚戸町3956	大塚戸町4047

提案理由

本案は、市道1-0226号線に係る道路改良工事の実施に伴い、当該路線の一部の位置が変更されることから、当該変更される部分について、改めて市道として認定するため、これを提出する。

令和2年11月25日

議案参考資料  
(その2)

11月定例会議

常総市



◎議案第 6 3 号 常総市行政組織条例等の一部を改正する条例について

この条例は、市長の直近下位の内部組織である部等の再編を行うことについて必要となる改正を行うものです。

まず、再編の基本方針について、ご説明いたします。

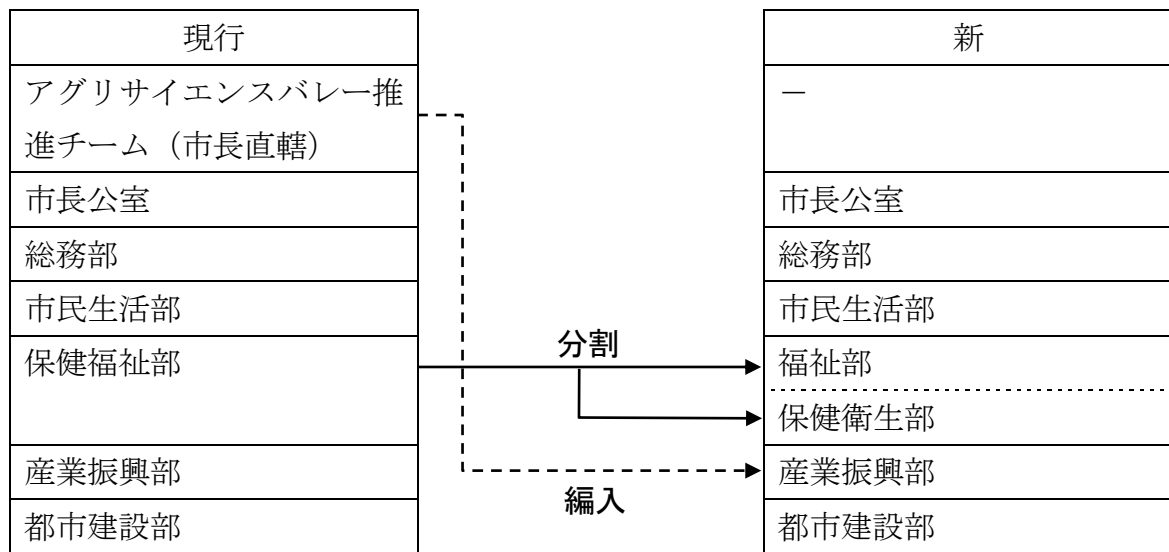
多様化する行政課題や時代の変化にスピーディーに対応できる体制を整備するため、令和 3 年 4 月 1 日から組織を再編することとし、その基本方針は、①行政課題や重点事業に対し、職員が新たな発想で挑戦できる組織体制を構築し、②新型コロナウイルス感染症を想定した「感染拡大防止」と「新しい生活様式」に対応した市民サービスを提供し、及び③国が進める取組を見据え事務執行体制を整備する、としております。

次に、再編の概要といたしまして、「保健福祉部」を「福祉部」及び「保健衛生部」に分けることとし、現在の 6 部体制から 7 部体制といたします。

これにより、少子高齢化の進行及び福祉制度の改正が顕著である中、これまで以上に高い専門性が求められることや新型コロナウイルス感染症を想定した「感染拡大防止」及び「新しい生活様式」に適切に対応できるよう支援体制の強化を図ります。

また、部に属さない市長の直轄組織であるアグリサイエンスバレー推進チームを産業振興部に編入することにより、「食と農と健康の新しいまちづくり」を部内で連携し、推進していくことといたします。

この組織再編に伴い、各部等の事務分掌の見直しを行うこととし、行政組織条例において必要となる改正を行うほか、関係する 5 つの条例において用語の整理のための改正を行うものです。



○常総市行政組織条例

昭和 5 3 年 6 月 3 0 日

条例第 1 6 号

水海道市部室等設置条例（昭和 4 6 年水海道市条例第 2 4 号）の全部を改正する。

（部等の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 5 8 条第 1 項の規定により規定に基づき，市長の権限に属する事務を分掌させるための内部組織として，次の部等を置く。

- (1) 市長公室
- (2) 総務部
- (3) 市民生活部

~~(4) 保健福祉部~~

(4) 福祉部

(5) 保健衛生部

~~(5)(6) 産業振興部~~

~~(6)(7) 都市建設部~~

~~2 前項に定めるもののほか，部等に属さない内部組織として，アグリサイエンスバレー推進チームを置く。~~

（事務分掌）

第 2 条 前条に規定する内部組織の事務分掌は，次のとおりとする。

~~(1) 市長公室~~

~~ア 政策の立案及び施策の推進に関すること。~~

~~イ 秘書及び渉外に関すること。~~

~~ウ 広報及び広聴に関すること。~~

~~エ 行政経営に関すること。~~

~~オ 市民協働の推進に関すること。~~

~~カ 防災及び危機管理に関すること。~~

~~(2) 総務部~~

~~ア 情報政策に関すること。~~

~~イ 予算その他財政に関すること。~~

~~ウ 財産管理に関すること。~~

~~エ 契約に関すること。~~



- ~~オ 法制に関する事。~~
- ~~カ 議会に関する事。~~
- ~~キ 職員に関する事。~~
- ~~ク 統計に関する事。~~
- ~~ケ 他の部等の所掌に属さない行政一般に関する事。~~

~~(3) 市民生活部~~

- ~~ア 戸籍及び窓口業務に関する事。~~
- ~~イ 市民相談に関する事。~~
- ~~ウ 市税の賦課（国民健康保険税の賦課を除く。）及び徴収に関する事。~~
- ~~エ 同和対策及び隣保事業に関する事。~~
- ~~オ 男女共同参画に関する事。~~
- ~~カ 支所に関する事。~~

~~(4) 保健福祉部~~

- ~~ア 福祉事務所に関する事。~~
- ~~イ 社会福祉に関する事。~~
- ~~ウ 高齢者福祉に関する事。~~
- ~~エ 介護保険に関する事。~~
- ~~オ 児童福祉に関する事。~~
- ~~カ 国民健康保険に関する事。~~
- ~~キ 国民健康保険税の賦課に関する事。~~
- ~~ク 国民年金に関する事。~~
- ~~ケ 医療福祉に関する事。~~
- ~~コ 保健予防及び健康増進に関する事。~~

~~(5) 産業振興部~~

- ~~ア 農業、林業及び水産業に関する事。~~
- ~~イ 地籍調査に関する事。~~
- ~~ウ 商業及び工業に関する事。~~
- ~~エ 観光に関する事。~~
- ~~オ フィルムコミッションに関する事。~~
- ~~カ 消費生活に関する事。~~
- ~~キ 環境衛生に関する事。~~
- ~~ク 公害に関する事。~~
- ~~ケ 交通安全に関する事。~~

~~(6) 都市建設部~~

- ~~ア 道路及び河川に関すること。~~
- ~~イ 建築に関すること。~~
- ~~ウ 住宅に関すること。~~
- ~~エ 都市計画に関すること。~~
- ~~オ 土地利用対策及び水資源対策に関すること。~~
- ~~カ 区画整理に関すること。~~
- ~~キ 公園緑地に関すること。~~
- ~~ク 下水道に関すること。~~

~~(7) アグリサイエンスバレー推進チーム~~

- ~~ア 常総インターチェンジ周辺整備事業に関すること。~~
- ~~イ 常総インターチェンジ周辺土地利用計画の調整に関すること。~~
- ~~ウ 常総インターチェンジ周辺整備事業に係る道の駅の整備に関すること。~~

(1) 市長公室

- ア 秘書，広報及び広聴に関すること。
- イ 重要な政策の立案及び施策の推進に関すること。
- ウ 行政経営に関すること。
- エ 情報政策に関すること。
- オ 統計に関すること。
- カ 防災及び危機管理に関すること。

(2) 総務部

- ア 議会に関すること。
- イ 職員の人事，研修及び厚生に関すること。
- ウ 法制に関すること。
- エ 財産管理及び契約に関すること。
- オ 予算その他財政に関すること。
- カ 行政改革に関すること。
- キ 市税の賦課（国民健康保険税の賦課を除く。）及び徴収に関すること。
- ク 他の部等の所掌に属さない行政一般に関すること。

(3) 市民生活部

- ア 市民協働及び多文化共生の推進に関すること。
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- ウ 市民相談に関すること。

エ 支所に関すること。

オ 同和対策及び隣保事業に関すること。

カ 男女共同参画に関すること。

(4) 福祉部

ア 福祉事務所に関すること。

イ 社会福祉に関すること。

ウ 高齢者福祉に関すること。

エ 介護保険に関すること。

オ 児童福祉に関すること。

(5) 保健衛生部

ア 保健衛生及び健康増進に関すること。

イ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

ウ 国民健康保険税の賦課に関すること。

エ 医療福祉に関すること。

オ 環境衛生及び交通安全に関すること。

(6) 産業振興部

ア 常総インターチェンジ周辺整備事業に関すること。

イ 道の駅の整備に関すること。

ウ 農業、林業及び水産業に関すること。

エ 地籍調査に関すること。

オ 商工業、観光及びフィルムコミッションに関すること。

カ 消費者保護に関すること。

(7) 都市建設部

ア 都市計画に関すること。

イ 土地利用対策及び水資源対策に関すること。

ウ 区画整理に関すること。

エ 住宅及び建築に関すること。

オ 産業用地及び市街地の整備に関すること。

カ 公園緑地に関すること。

キ 道路及び河川に関すること。

ク 下水道に関すること。

(支所の設置)

第 3 条 法第 1 5 5 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌さ

せるため、支所を置く。

2 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
常総市石下支所	常総市新石下4310番地1	編入前の石下町の区域

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年7月1日から施行する。  
(水海道市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 2 水海道市特別職報酬等審議会条例(昭和39年水海道市条例第47号)の一部を次のように改正する。  
第6条中「市長公室」を「総務部」に改める。  
(水海道市保育所設置条例の一部改正)
- 3 水海道市保育所設置条例(昭和35年水海道市条例第15号)の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「市長」を「上司」に改める。

中略

附 則 (平成31年条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第 号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○常総市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 13 日  
条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）  
第 77 条第 1 項の規定に基づき、常総市子ども・子育て会議（以下「会議」と  
いう。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するほか、必要があ  
ると認めるときは、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・  
子育て支援をいう。以下同じ。）に関し、市長に意見を述べることができる。

第 3 条～第 6 条 略

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、保健福祉部こども課子ども・子育て支援に関する事務を  
所管する課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が  
会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則（平成 27 年条例第 3 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市障害者地域自立支援協議会設置条例

平成 26 年 12 月 11 日  
条例第 25 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1  
7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づ

き、常総市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立した日常生活又は社会生活を支援するための方策を協議すること。
- (2) 処遇困難な障害者等の対応を協議すること。
- (3) 前 2 号のほか、障害者等への支援の体制の整備を図るために必要と認められること。

（組織）

第 3 条 協議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第 5 1 条の 1 7 に規定する指定特定相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービスを提供する事業者
- (3) 障害者等の保健及び医療に関連する職務に従事する者
- (4) 障害者等の教育に関連する職務に従事する者
- (5) 障害者等の雇用及び就労に関連する職務に従事する者
- (6) 障害者団体を代表する者又はその委任を受けた者
- (7) 障害者及び障害者等の家族
- (8) 学識経験を有する者

~~(9) 保健福祉部長~~

(9) 福祉部長

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条～第 6 条 略

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、~~保健福祉部社会福祉課~~障害者福祉を所管する課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (令和2年条例第 号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○常総市健康づくり推進協議会設置条例

平成17年12月28日

条例第103号

(設置)

第1条 市民の生涯を通じての健康づくりを推進するための施策を総合的かつ効果的に実施することを目的として、常総市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 検診、診査及び予防に関すること。
- (2) 健康相談及び健康教育に関すること。
- (3) 保健指導及び衛生知識の普及に関すること。
- (4) 栄養指導に関すること。
- (5) 老人保健事業の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために協議会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充て、副会長は常総保健所長つくば保健所長をもって充てる。
- 3 委員は、次の職にある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 市議会文教厚生委員長
  - (2) 教育長

~~(3) 保健福祉部長~~

(3) 保健衛生部長

- (4) 市嘱託医
- (5) 市嘱託歯科医
- (6) 市学校薬剤師
- (7) 市国民健康保険運営協議会の代表
- (8) 市シルバークラブ連絡協議会の代表
- (9) 市体育協会の代表

第 4 条～第 6 条 略

(幹事会)

第 7 条 協議会の任務を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、~~委員委員~~のうちから会長が任命し、又は委嘱し、幹事長は、~~保健福祉部長~~保健衛生部長をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集して主宰する。

(専門委員)

第 8 条 協議会に、専門の事項を調査し、及び審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市職員、県職員、市嘱託医、市嘱託歯科医、市学校薬剤師及び学識経験者のうちから会長が任命し、又は委嘱する。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、保健福祉部保健推進課健康づくりの推進を所管する課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 2 項中「常総保健所長」とあるのは「水海道保健所長」とする。

附 則 (令和元年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年条例第 号)



この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○常総市予防接種健康被害調査委員会条例

平成2年6月30日  
条例第11号

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種その他の予防接種又は健康診査（以下「予防接種等」という。）による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、常総市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、予防接種等による健康被害の発生に際し医学的な見地からの調査を行い、及び必要な助言又は答申をするものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織し、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 副市長

(2) 教育長

~~(3) 保健福祉部長~~

(3) 保健衛生部長

(4) きぬ医師会会長

(5) きぬ医師会水海道支部長

(6) きぬ医師会石下支部長

(7) つくば保健所長

第4条～第7条 略

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、~~保健福祉部保健推進課~~予防接種等に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和元年条例第 2 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市スポーツ推進審議会条例

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

条例第 3 7 号

（設置）

第 1 条 本市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号。以下「法」という。）第 3 1 条の規定に基づき、常総市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、法第 3 5 条に規定するもののほか、常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、法第 1 0 条第 1 項の規定による常総市スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、1 5 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

第 4 条～第 6 条 略

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、~~教育委員会スポーツ振興課~~スポーツの推進を所管する課において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 3 条第 2 項の規定により委員を委嘱し、又は任命するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(招集の特例)

- 3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定による会長及び副会長の選任がなされる前の審議会の招集は、教育委員会がこれを行う。

附 則 (平成 2 3 年条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている常総市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この条例による改正後の常総市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されている常総市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則 (令和 2 年条例第 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第 6 4 号 常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、厚生労働省が定める「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件及び当該管理者要件の適用の猶予措置について、厚生労働省令と同様の基準に改めるため所要の改正を行うものです。

居宅介護支援事業所における管理者は、介護支援専門員のうち都道府県が実施する研修を修了した主任介護支援専門員であることが求められておりますが、この管理者要件の猶予措置として、令和 3 年 3 月 3 1 日までの間は、介護支援専門員が管理者となることを可能としているところです。

今回の改正は、居宅介護支援事業所における管理者要件について、当該居宅介護支援事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 3 1 日時点において、介護支援専門員が管理者となっている居宅介護支援事業所については、当該管理者に変更がない場合に限り、猶予措置の適用を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長するものです。

また、令和 3 年 4 月 1 日以後に新たに管理者となる者については、猶予措置の適用がないことから主任介護支援専門員であることとされますが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等のやむを得ない理由がある場合に限り、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能とするものです。

○常総市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
平成30年3月23日  
条例第10号

目次 略

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条～第5条 略

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 管理者前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

3 管理者は第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条～第33条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第20号の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第32条第2項（第33条において準用する場合を含む。）の規定は、この

条例の施行の日以後に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

3 ~~平成33年3月31日~~令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（~~介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する~~主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項同条第1項に規定する管理者とすることができる。

4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

〔附則第4項の規定による読替え後の附則第3項〕

3 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項の規定にかかわらず、~~介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する~~引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

附 則（令和2年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項にただし書を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

## ◎議案第 65 号 常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布され、国民健康保険税の減額に係る改正規定が令和 3 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、常総市国民健康保険税条例の減額の基準等に関する規定等の整備を行うものです。

国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者間における保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税の負担軽減を図るため、当該納税義務者に課する被保険者均等割と世帯平等割を地方税法施行令の定める基準に従い、市町村の条例に定めて減額することとされています。

平成 30 年度の税制改正により、令和 3 年度以後の個人住民税について、個人所得課税が給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振替として、給与所得控除、公的年金等控除が引き下げられるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされました。

この個人所得課税の見直しにより、基礎控除額が一律 10 万円の引上げとなることに伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得の基準について、その算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の 33 万円から 43 万円に引き上げるとともに、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が 2 人以上いる世帯は、この見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないように、軽減判定基準の見直しを行い、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を基準額に加えることといたします。

なお、この改正は、令和 3 年度分以後の国民健康保険税について適用することとなります。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しについて

〔概要〕

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について見直しを行うもの。
- 一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受ける方が2人以上いる世帯は、個人所得課税見直し後においては国民健康保険の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しを行うもの。

【改正前と改正後の軽減判定所得の比較】

	改正前	改正後
7割軽減 基準額	基準控除額 <u>(33万円)</u>	基準控除額 <u>(43万円)</u> <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>
5割軽減 基準額	基準控除額 <u>(33万円)</u> +28.5万円×被保険者数	基準控除額 <u>(43万円)</u> +28.5万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>
2割軽減 基準額	基準控除額 <u>(33万円)</u> +52万円×被保険者数	基準控除額 <u>(43万円)</u> +52万円×被保険者数 <u>+10万円×(給与所得者等の数-1)</u>

「給与所得者等」とは、一定の給与所得がある方と公的年金等の支給を受ける方をいいます。

「被保険者数」には、同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方を含みます。



○常総市国民健康保険税条例

昭和 34 年 6 月 28 日

条例第 13 号

(納税義務者)

第 1 条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして、国民健康保険税を課する。

第 2 条～第 22 条 略

(国民健康保険税の減額)

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。

- (1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、  
~~33 万円~~ 43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつて

は、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,000円

(イ) 特定世帯 7,000円

(ウ) 特定継続世帯 10,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(イ) 特定世帯 1,750円

(ウ) 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、~~33万円~~43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,000円
- (イ) 特定世帯 5,000円
- (ウ) 特定継続世帯 7,500円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,500円
- (イ) 特定世帯 1,250円
- (ウ) 特定継続世帯 1,875円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,500円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,500円
- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、~~33万円~~43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について3,700円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
- (イ) 特定世帯 2,000円
- (ウ) 特定継続世帯 3,000円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 000円

(イ) 特定世帯 500円

(ウ) 特定継続世帯 750円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1, 800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1, 000円

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法~~（昭和40年法律第33号）~~第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第23条の3～第25条 略

（委任）

第26条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和34年度分の国民健康保険税から適用する。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第 23 条の規定の適用については、同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、~~「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と~~、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

#### 4～16 略

中略

附 則（令和 2 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 32 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 12 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国

民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、  
なお従前の例による。

附 則（令和 2 年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、  
なお従前の例による。

- ◎議案第66号 指定管理者の指定について（常総市児童デイサービスセンター）
- ◎議案第67号 指定管理者の指定について（常総市心身障害者福祉センター）
- ◎議案第68号 指定管理者の指定について（常総市水海道児童センター）
- ◎議案第69号 指定管理者の指定について（常総市三坂児童館）

児童デイサービスセンター、心身障害者福祉センター、水海道児童センター及び三坂児童館につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、いずれの施設も社会福祉法人常総市社会福祉協議会を管理者に指定しており、平成30年度の再指定を経て、今年度末をもって3年間の指定期間が満了いたします。

これまでの指定期間における同協議会の運営実績として、児童デイサービスセンターにあっては、利用者との信頼関係が構築されるとともに、保育所、幼稚園等の関係機関と良好な連携を保っており、児童の発達支援に大きく貢献しているところです。また、心身障害者福祉センターにあっては、利用者数の増加とともに活気ある支援及び指導を行っているところです。

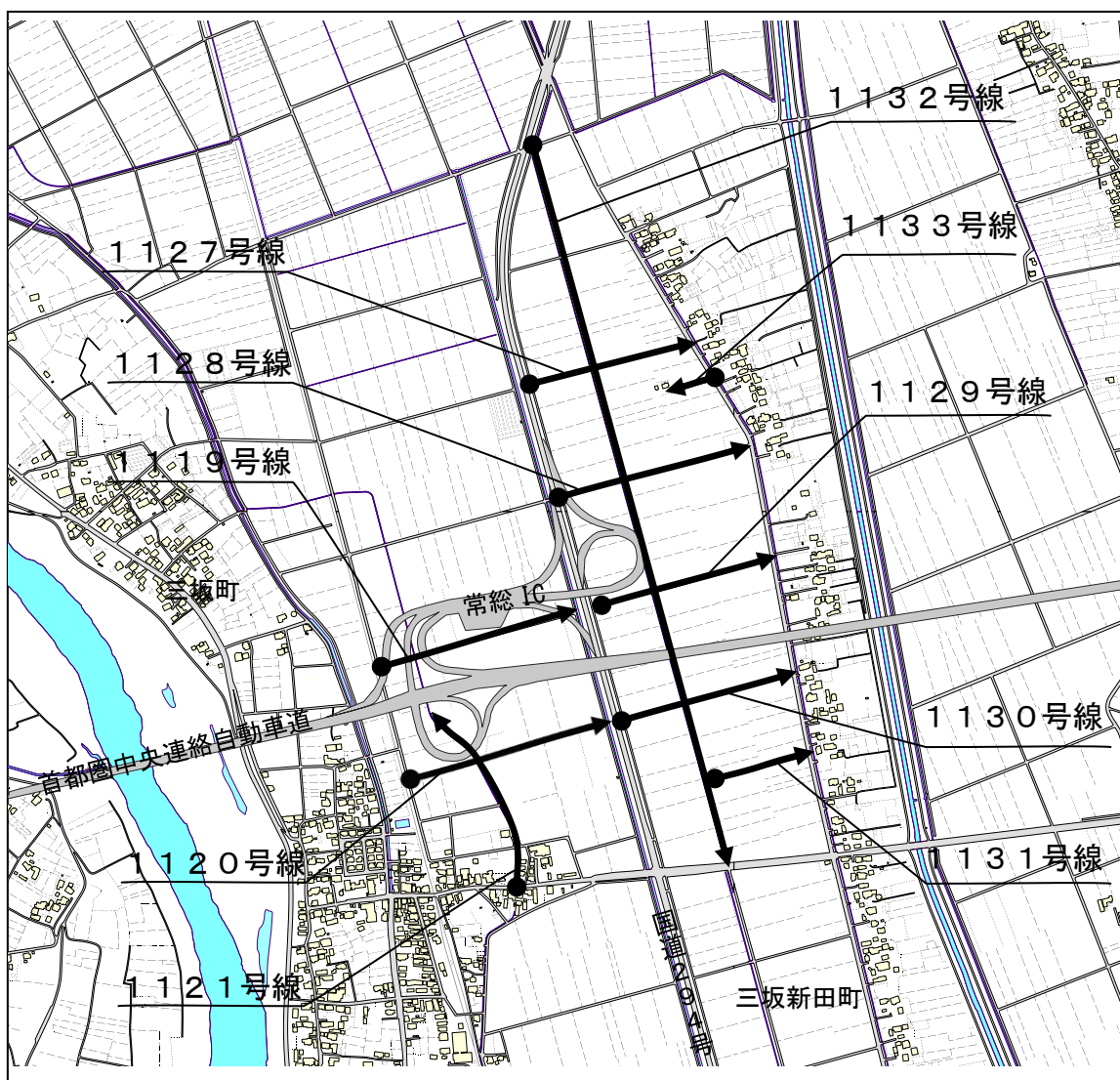
水海道児童センター及び三坂児童館にあっては、地域における児童の放課後の居場所づくり及び健全な遊びの提供にとどまらず、家庭環境が複雑な児童等に対し、親身に児童の心に寄り添い、精神面のケアを行うなど、福祉的視点で児童に対応しております。また、子育てで悩んでいる親子や、環境になじめない外国籍の親子に対して、相談、助言はもとより、他の親子との交流が図れるよう職員が橋渡しをするなど、利用者との信頼関係を築いてきたことで、子育て家庭への支援や地域の子育て環境づくりに大きく貢献しているところです。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、児童デイサービスセンター及び心身障害者福祉センターの両施設にあっては、発達に心配のある児童及び障がいのある方に対する職員の入替え等の環境変化による影響等に考慮するとともに、いずれの施設においても同協議会が管理運営を良好に実施していること、施設の利用者及び地域住民との信頼関係が構築されていること等の理由を総合的に判断し、現指定管理者である社会福祉法人常総市社会福祉協議会を指定することが施設の適切な管理のため特に必要と認められることから、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第7号の規定に基づき、公募によらずに引き続き同協議会を指定候補者として選定し、指定期間についてもこれまで同様に令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間といたしました。

つきましては、これらの施設の指定管理者として同協議会を指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものです。

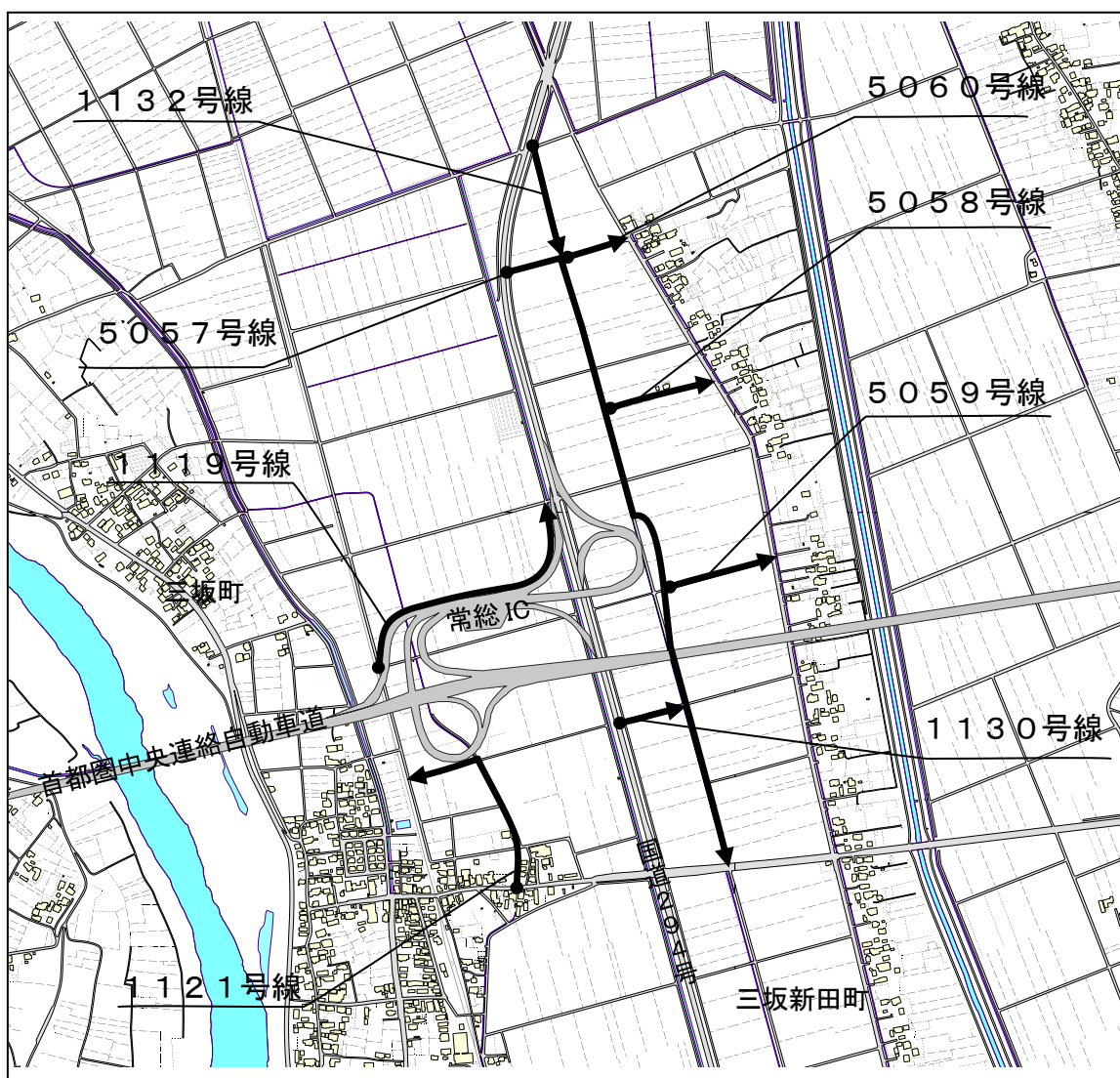


- ◎議案第70号 市道の路線の廃止について（1119号線）
- ◎議案第71号 市道の路線の廃止について（1120号線）
- ◎議案第72号 市道の路線の廃止について（1121号線）
- ◎議案第73号 市道の路線の廃止について（1127号線）
- ◎議案第74号 市道の路線の廃止について（1128号線）
- ◎議案第75号 市道の路線の廃止について（1129号線）
- ◎議案第76号 市道の路線の廃止について（1130号線）
- ◎議案第77号 市道の路線の廃止について（1131号線）
- ◎議案第78号 市道の路線の廃止について（1132号線）
- ◎議案第79号 市道の路線の廃止について（1133号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
1119	三坂町5017	三坂町5000	370.63	4.00	3.70
1120	三坂町5047-1	三坂町5031	371.70	3.50	3.50
1121	三坂町1814-1	三坂町5041	377.92	6.10	3.25
1127	三坂新田町2056	三坂新田町2020	295.26	3.70	3.50
1128	三坂新田町2060	三坂新田町2028	354.28	4.50	4.50
1129	三坂新田町2109	三坂新田町2080	336.87	5.60	3.50
1130	三坂新田町2119	三坂新田町2095	318.97	6.00	3.50
1131	三坂新田町2134	三坂新田町2149	192.87	3.50	3.50
1132	三坂新田町1984	三坂新田町2130	1,351.7	4.50	4.25
1133	三坂新田町2032-2	三坂新田町2035-1	76.78	4.00	4.00

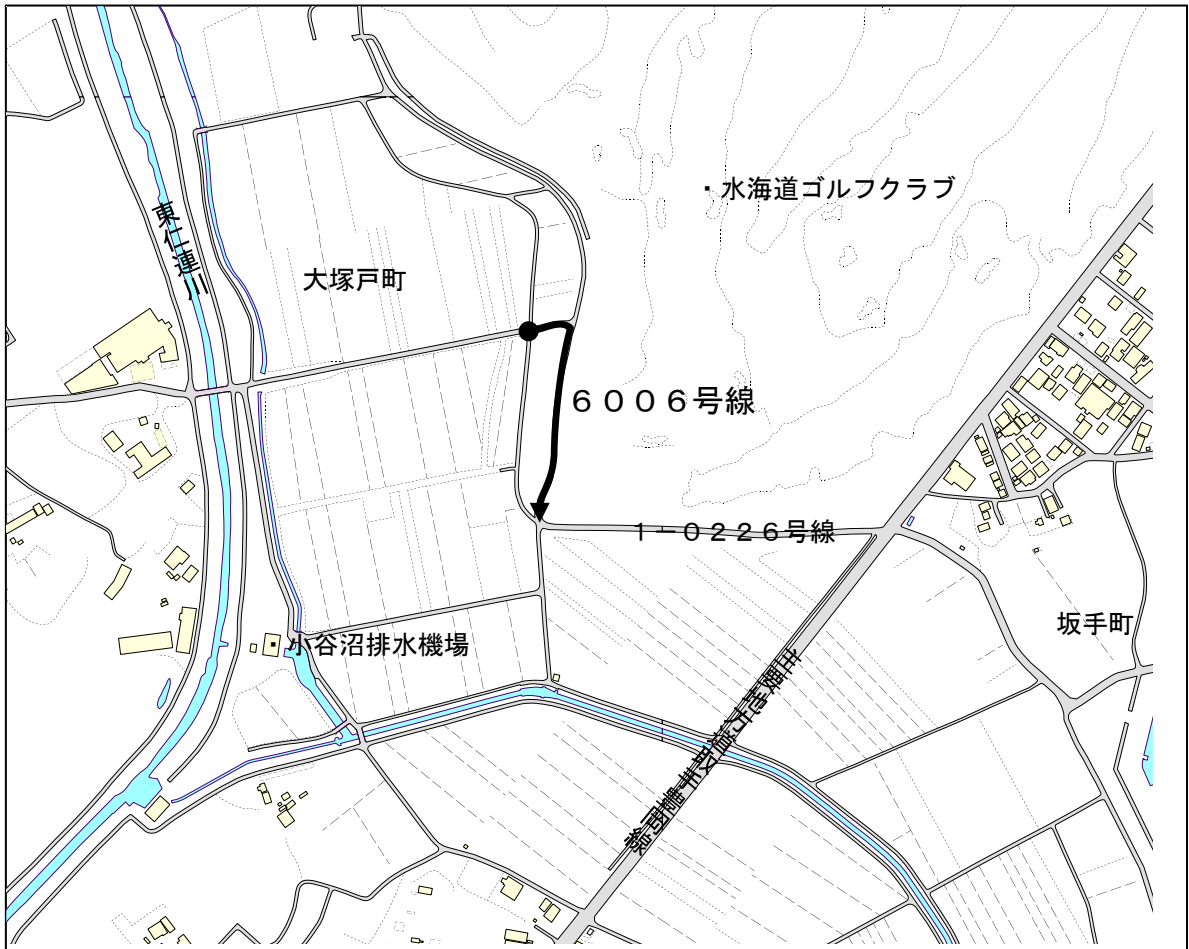
- ◎議案第80号 市道の路線の認定について（1119号線）
- ◎議案第81号 市道の路線の認定について（1121号線）
- ◎議案第82号 市道の路線の認定について（1130号線）
- ◎議案第83号 市道の路線の認定について（1132号線）
- ◎議案第84号 市道の路線の認定について（5057号線）
- ◎議案第85号 市道の路線の認定について（5058号線）
- ◎議案第86号 市道の路線の認定について（5059号線）
- ◎議案第87号 市道の路線の認定について（5060号線）



## 議案第 8 0 号関係—議案第 8 7 号関係

路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
1119	三坂町5017	三坂町4995-1	383.00	6.10	3.70
1121	三坂町1814-6	三坂町5047-1	383.00	6.10	3.25
1130	三坂新田町2119-1	三坂新田町2114-2	110.00	6.00	3.50
1132	三坂新田町1984-1	三坂新田町1979	192.00	4.50	4.25
5057	三坂新田町1991-4	三坂新田町2130-2	1,248	15.00	10.00
5058	三坂新田町2043	三坂新田町2035-1	195.00	9.00	9.00
5059	三坂新田町2103	三坂新田町2090-2	190.00	8.00	8.00
5060	三坂新田町2003-1	三坂新田町1979	129.00	6.00	6.00

◎議案第 88 号 市道の路線の認定について（6006号線）



路線名	起点		終点
6006	大塚戸町3956		大塚戸町4047
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)
	197.00m	3.50m	3.50m